

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年10月28日(月) 午前9時00分から11時30分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (15人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (3人)

欠席者	7番	岩川 直隆	君
	12番	西橋 豊啓	君
	19番	岩川 孝行	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 農用地利用集積計画について
議案第32号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。本日は7番の岩川直隆委員、12番の西橋豊啓委員、19番の岩川孝行委員から欠席の連絡がきております。3名欠席ですが農業委員会法第21条により、委員の過半数が出席しておりますのでこの総会が成立していることを申し上げます。

ただ今から平成25年度第7回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。

農業委員憲章朗唱を10番委員の備邦雄委員にお願いします。

憲章朗唱（10番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会 長

改めましてみなさんおはようございます。

先の熊毛地区の農業委員研修では、皆様のご協力をいただき無事終えることができました。また、先日の台風27号につきましては『これは来るかなあ。』と心配をしておりましたが、それてくれまして影響は少なく安心したところでございます。一方農業分野では具体的な交渉も、非常に荒波な中で話が進んでいるという風を感じているところでございます。また、国内の農業関係の制度設計につきましても、これまでの未政策から一転、国の農政への変換ということで米を中心にした制度設計が変わる時期ではないか。そんなことを感じながら毎日を過ごしているところでございます。

本日の議題でも非常に慎重審議を要する案件があると感じているところでございます。みなさんのご審議方よろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を2番委員・3番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告します。

整理番号5番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：農地法3条。賃貸借人：借人・[]、貸人・[]。土地の所在：[]、地目：畑、面積：[]㎡。貸借期間：平成[]年[]月[]日から平成[]年[]月[]日まで。自動更新でした。解約理由：合意解約。賃貸借の解約申し入れ日：平成[]年[]月[]日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日：平成[]年[]月[]日。賃貸借の合意による解約をした日：平成[]年[]月[]日。土地の引き渡し時期：平成[]年[]月[]日です。

農地法第18条の農地または採草放牧地について、期間の定めがある場合において、「その当事者が期間満了の1年前から6か月前までの間に相手側に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。」とあり、最初の契約は平成[]年[]月[]日で終了しておりますが、この条項を適用し再度法定更新されていたものを合意により解約するものです。なお、この期間が適用されるのは3条の賃貸借のみであり、使用貸借や経営基盤法による貸借については期間の満了により、自動的に終了します。以上です。

会 長

ただ今事務局から制度についてもこまかくご説明いただきました。
皆さん方の方から、何かご質問ございますか。
（「ありません。」の声あり）
ありがとうございます。報告案件でございますので、以上のことをご認識いただきます。

事務局長

続きまして、議案第 28 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

議案第 28 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 9 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■、■■■■。兄弟の方です。土地の所在：■■■■、地目：畑、面積：■■■■㎡。農用地区域内。利用状況：ビワ。営農計画及び耕作期間：ビワを 1 月から 12 月。事由：新規就農です。したがって経営面積はありません。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、新規就農ですので経営面積はありません。申請人の経験年数・10 年、妻・10 年。農機具等の保有状況につきましては刈払機が 1 台です。貸借期間につきましては平成 ■■■■年 ■■■■月 ■■■■日から平成 ■■■■年 ■■■■月 ■■■■日までの ■■■■年間となっています。賃料は、年間 ■■■■円。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』地域との役割分担の状況としまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は新規就農者であり、貸借のみで下限面積を満たしての申請です。■■■■歳ですが健康状態も良いようです。したがって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

整理番号 9 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。
担当委員がお休みですね。事務局で何か聞いていますか。

事務局長

この案件は、前に■■■■さんという■■■■の方が借りていたんですけど、契約が 2・3 年前に切れて、この方がずっと管理している形なんですけど、正式に契約したいということで申請が上がってきております。

借人の方は元気もありますし、貸借については島外の方でも利用権の設定ができますので農地が有効活用されることについては良いと思います。

会 長

事務局からご説明いただきましたが、近年は借人の方が管理しているんですが、この方は I ターンの方で、ここへきて 10 年程度なるそうで、地域との協調も十分理解がされている方だということでしたので、問題はないのではないかと考えております。

皆さん方からご意見やご質問ございますか。

○番（農業委員）

申請については問題ないと思いますが、新規就農で経験が 10 年ということで、ビワをつくるそうですが、どういう経験があるんでしょうか。参考までお聞きしたいんですが。

事務局

面談の時にお伺いしたんですが、もともとビワの木があっけずと管理していた方が辞めるというので、引き継いで管理しているというお話でした。

会 長

他にございませんか。

会 長

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号 9 番について申請を許可することにご異議
ございませんか。

(「はい。」の声あり)

それでは整理番号 9 番は申請を許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号 10 番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 10 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：
譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■。土地の所在：■■■■
■■■■、地目：畑、面積：■■■■㎡。農用地区域外。利用状況：山林（雑
木）。営農計画及び耕作期間：果樹と野菜を 1 月から 12 月です。事由：
規模拡大。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、経営面
積：所有面積が■■■■㎡です。申請人の経験年数・40 年、妻・15 年。
農機具等の保有状況といたしまして、耕運機・1、動噴 1、刈払機・2、
管理機・1 です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』
地域との役割分担の状況としまして『集落等の共同作業等、全面的に協
力いたします。』ということです。

この方に非耕作地はありません。

申請人は■■■■退職後専業農家として頑張っております。したがいまし
て農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たし
ていると考えます。 以上です。

会 長

整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

資料 13 ページの航空写真をお願いします。■■■■の■■■■を海岸の
方に下りたところなんです、申請地の右側に申請人の自宅がございます。
事務局の説明通り山林・雑木でしたが、譲渡人の方から相談を受け
て、本人がすぐに畑に整地できると取得を決めたそうです。

■■■■の前に無人販売所を設置しておったんですが、通行の問題がある
ということで移転しまして、野菜を作って売するための農地にしたいとい
うことです。現在も野菜を出しているんですが、出した野菜が夕方まで
残ったことがないそうで、本人も相当やる気を出しております。■■■■
■■■■ほど農地もあるんですが、ミカンや梅・カキ等を作っていて、野菜を
作るスペースが無いということです。

この方は本当にまじめな方でして、奥さんと一緒に農業されていま
す。

12 ページの調査についてですが、農機具等も持っていますので問題
ありません。労働力も夫婦で 2 人。まだ若いうちに入りますので、
問題ありません。技術に関しては■■■■時代から、休日には農業をや
っておりましたので、問題ないと思います。

農地判定をすれば×になるような場所を開墾して有効利用してくれ
るということですから、問題ないと思います。

それから 2 項について、従事日数は退職後専業農家として頑張ってお
ります。経営面積も問題ないです。

集落の役員もされて、行事等も積極的に参加しております。問題あり
ません。 以上です。

会 長

整理番号 10 番について、皆さん方からご意見等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号 10 番について申請を許可することにご異
議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 10 番について申請を許可することに決定いたします。

会 長

続きまして整理番号 11 番について事務局から説明をお願いします。

11 番は受人が [] ですので、[] さんには農業委員会法により退席をお願いします。

([] 番委員 退席)

事務局長

整理番号 11 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・ []、譲渡人・ []。土地の所在： []、地目：田、面積： [] m²。利用状況：果樹。営農計画及び耕作期間：果樹を 1 月から 12 月です。事由：規模拡大。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積は所有面積が [] m²、借地面積が [] m²、合計 [] m²です。申請人の経験年数が 20 年、夫も 20 年。農機具等の保有状況につきましては動噴・1、刈払機・2、カッターナイフモア・1、ネオケープ・1、選果機・1です。非耕作地はありません。周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』地域との役割分担の状況としまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は [] です。今回取得する部分は申請人名義の農地の土手部分であり、耕作面積に増減はありません。この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会 長

整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

担当委員が欠席ですので、隣接委員の私の方から説明をいたします。

16 ページの航空写真を見ていただきたいと思います。申請地とありますが、ご覧のとおりとても小さい面積です。この上に申請人のタンカンが植わっております。ここは石垣があって、高さも 4 m くらい、巾は 1 m も無いくらいなんです、ここが下の方の境界にかかっているということでの申請です。

本人も知らなかったようですが、下の方からの指摘があったようです。先ほど事務局からの説明があったように申請人には何の問題もありません。

15 ページの現地調査ですが、2 項 1 号・4 号とも専業農家ですので問題ありません。7 号についても問題ありません。 以上です。

会 長

整理番号 11 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号 11 番について申請を許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は許可することに決定いたします。

([] 番委員 着席)

整理番号 11 番は許可することに決定いたしました。

続きまして、整理番号 12 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 12 番と 13 番は申請人が同一のため、一括で説明いたします。

整理番号 12 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・ []、譲渡人・ []。土地の所在： []、地目：畑、面積： [] m²。利用状況：果樹。営農計画及び耕作期間：野菜と果樹が 1 月から 12 月です。事由：規模拡大。権利

事務局長

の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積が ■■■ m²です。申請人の経験年数は15年。農機具等の保有状況といたしまして、耕耘機・1、刈払機・1、動噴・1です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特になくと思います。』地域との役割分担の状況としまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号13番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人は借人・貸人とも同じです。土地の所在：■■■■■、地目：畑、面積：■■■■ m²。利用状況：果樹。営農計画以下は整理番号12番と同じですので省略いたします。貸借期間は平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの10年間です。

申請人の現在の経営面積は■■■■ m²と少ないようですが、今回家の近くを■■■■ m²取得し、さらに先ほど報告しました合意解約地を借りて合計■■■■ m²の経営面積になります。この申請につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、申請人には内縁の妻がいるようですが、農地法上の世帯員等の範囲に内縁の妻は入りません。以上です。

会長

整理番号12番・13番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は■■歳なんですけど仕事もやめられて、現在は持っている■■■の畑で自家用野菜を作って生活しております。この方には■■■に弟さんがおられるんですが、奥さんが今年亡くなられて3月にこちらに帰ってくるということです。その弟さんが落ち込んでいるので、農業をさせたい。という気持ちから農地を買ったり借りたりという今回の申請があがってきております。譲渡人は■■■の■■■を営むかたわら農業もしておるんですが、■■歳を目の前にして耳も聞こえなくなり、体も言うことを聞かないということで農業もできなくなってきたことから、このような話になったようです。19ページに航空写真があります。申請地の左側に宅地がありますが、ここが申請人の自宅です。左側の宅地は、今回帰ってくる弟さんのために用意した家だそうです。自分たちの家の隣に求めたということです。現場を見ますとタンカンが植わっておりまして、すでに■■■さんが手入れをされております。近くに宅地もあるようで、一緒に買うようです。20ページには借りる土地の航空写真がありますが、右下にある■■■■は■■■■です。この上をずっと上っていきますと、■■■のパイロット事業で造成したミカン園が数町歩あるんですが、その中にあります。勾配のきつい坂の上にあるミカン園でございますが、■■■さんが十分手入れされておりました。■■■さんは現在、自家用程度の野菜を作っているんですが、機械はそろっております。労働力も籍に入れていない奥さんがおられますし、3月には弟さんも帰ってこられますし、ミカン時期の手伝いをしたり15年の経験もありますので問題ないと思います。仕事もされておられませんので、ミカンの手入れと野菜づくりに専念できるということでございます。所有地に非耕作地もありませんし、2項7号についても支障はないと思います。問題は無いという風に考えます。以上です。

会長

整理番号12番・13番について、皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

ご意見無ければ整理番号12番・13番について申請を許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号12番・13番は申請を許可することに決定いたします。

会 長

続きまして整理番号 14 番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 14 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：交換。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、[REDACTED]、地目：畑、面積：[REDACTED]m²。農用地区域内。利用状況：果樹。営農計画及び耕作期間：水稲が4月から7月、果樹・マンゴーが1月から12月です。事由：交換。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積が[REDACTED]m²、申請人の経験年数が30年、夫が40年。農機具等の保有状況といたしまして刈払機・1、動噴・1、耕耘機・1、管理機・1です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』地域との役割分担の状況としまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

山林の[REDACTED]、[REDACTED]m²と交換だそうです。この申請は山林と農地の交換です。農業経営の効率化のために交換しようとするもので、この申請につきましても、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

交換ということですが、5・6年前から交換しているそうです。申請人は現在[REDACTED]の仕事をしておりますが、実質的には旦那さんが管理しているようです。旦那さんは退職されておりますので、専業でやっている状況です。主に果樹とマンゴーを作っております。23 ページをご覧ください。申請地にはハウスが3棟建てられておりまして、マンゴーと時計草が栽培されております。マンゴーはすでにポンタン館等に出荷されておるようです。

22 ページですが、26 日に本人に会いまして現地調査をしております。2 項 1 号、全て問題ありません。非耕作地もありません。2 項 4 号ですが、本人も休みのときは畑に出ておりますし、旦那さんが管理しておりますので従事日数も問題ありません。この申請については全て問題ないと考えております。備考欄に山林と交換とありますが、すでにユンゴをいれて、タンカンを植え付けております。交換に関しましては、お互い家の近くだということです。以上です。

会 長

整理番号 14 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見開ければ、この案件につきましては双方の効率利用を満たすことが理由のようでございます。

申請を許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 14 番は申請を許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 15 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 15 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、[REDACTED]、田、[REDACTED]m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ガジュツが9月から3月、茶が1月から12月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積が[REDACTED]m²。申請人の経験年数が20年。農機具等の保有状況：草刈り機・1、チェーンソー・1です。非耕作地はございません。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』地域との役割分担の状況としまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

事務局長

親子間の贈与です。現在の経営面積は [] m²で、今回 [] m²を取得し [] m²の経営面積になります。この申請につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会 長

整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

親子間の生前贈与ということで問題ないと思います。場所は [] の中間あたりです。26 ページの航空写真で見ますと立派な耕作地です。現況はススキ野になっておりまして本人は会社勤めをしながらお茶をやっています。今後この土地を贈与してもらい、ガゼツを栽培することです。機械を持っておりませんので、近隣の農家さんにトラクターを入れてもらい、来年からやるということです。地元委員といたしましても、耕作放棄地になっているところが有効活用されるということで、問題ないと思っております。25 ページの現地調査では機械等が現在無いんですが、近隣農家に依頼してやってもらうということです。そのほかには問題ありません。 以上です。

会 長

整理番号 15 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 15 番について申請を許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 15 番は許可することに決定いたします。

続きまして 27 ページ。議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 3 番。申請人： []。土地の所在： [] []、地目：畑、面積： [] m²。利用状況：運動場。第 2 種農地。事由：『隣接の山林と一体でゲートボールやグラウンドゴルフなどの地域活動、スポーツ少年団のソフトボールチームの練習場として利用させてもらいたいとの要請を受け、これに応じたい。』ということです。使用目的及び事業計画といたしまして、名称：運動場、所要面積： [] m²です。備考欄にありますように追認案件で隣接山林の一部（ [] m²）と一体として利用するというものです。

この申請については追認案件です。そして審議するのに必要な資料が提出されておりません。農地法第 4 条第 2 項で転用許可できない場合として同項第 3 号に『申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていないこと。』とあり、申請人の代理人は口頭で承諾を得ているとして書類の提出がなく、農地法施行規則第 26 条第 1 項の『農地を転用するために許可申請書を提出する場合には次に掲げる書類を添付しなければならない。』とあり、同条第 1 項第 5 号で『申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面』とあります。一体として利用する []、山林の所有者、 [] の承諾書や全体の所要面積の判る資料も添付されていないため、計画の妥当性や必要性が判断できず、不許可相当との意見書をつけて県に進達すべきものと思います。

農地区分につきましては、周辺に 10ha 以上のまとまった農地は無く第 2 種農地・その他の農地と判断しました。

また、 [] 地区については申請人の親族が同じような運動場として利

事務局長

用するため、平成 年 月 日の定例総会において 2 筆・ m² の 4 条の転用申請を審議し、 月 日に県の許可が出ております。この前申請地に行ってみました。県道よりだいぶ離れた集落の山手にあり、写真でもわかるように雑草が生え、地面は小さな採石で転んだら怪我をするような状況で、海側の方は下の段と 5 m ほどの傾斜になっていますがフェンスもなく安全性の問題、また水道やトイレもなく風が強くて冬場は大変で通常利用者がいるのかと思いました。現在、使用されている状況ではないような気がします。私個人としては必要性に疑問がありますが、集落等の詳しい事情が分からず何とも言いようがありません。地元委員の意見を聞いてから、慎重に判断していただきたいと思います。以上です。

会 長

整理番号 3 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

前回もゲートボール場にしたいという申請があつたんですけども、直接老人クラブ会長とも会って話をしております。

今回の計画書ですね、ゲートボール・グランドゴルフ・スポーツ少年団等、地域活動に使用する・地域に貢献するんだと言われると、私も反論できないわけでございます。申請が事実かどうかははっきりしないわけなんですけども、『スポーツ少年団のソフトの練習場として使用させてもらいたいとの要請を受け、それに応じる』ということですので、私としても同意せざるを得ないという気持ちなんですけども。許可することに、周囲の環境も含めて問題ないと思っております。

会 長

整理番号 3 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

ここで実際少年団の練習をしているとか、確認はしたんですか。

○番（農業委員）

老人クラブの会長とは話をしましたが、少年団関係者に確認はしていません。

○番（農業委員）

地域からだいぶ離れてますよね。写真をみても「なんでこんなところに。」と不思議です。やっぱり地域の農業委員の代表として、ソフトチームの代表・育成会長から確認をすべきだと思うんですけど。

通常考えて、県道からこんなに離れて山の中に歩いていくのか、親が連れて行くのか、バスなのか。ほんとにこんなところで練習するのかと疑われるのは当たり前だと思いますよ。

○番（農業委員）

運動場として面積はどうなんでしょう。狭いような気がしますけど。

○番（農業委員）

申請人は さんですけど、写真の名義人は さんですね。それから周辺の土地の状況はどういうふうになっているんでしょうか。

会 長

申請書にも書かれているように追認案件だと説明があつたんですけど、38 ページの航空写真では一見すれば畑の状態と判別ができないんですが、すでに運動場の状態で整地されている状態です。

先ほど事務局からもありましたけども、隣接の山林の一部と言う説明なんですけど、山林の所有権は に今年になって移っております。

○番（農業委員）

申請地は山林がかかってますけど、 のものなんですか。

会 長

いえ。申請地は申請人のものなんですけども、隣の山林は のもので、すでに一体として整地されてあります。

事務局長

名義人が さんなのは、いったん 3 条で さんに所有権を

事務局長

移転したんだけど、また■■■さんの方になおしています。

○番（農業委員）

書類の不備があるということですが、書類が集まってから提出するもんじゃないんですかね。

事務局長

■■■さんにつきましては、口頭で承諾を得ているということなんですけど、農地法の中では書類は提出しないといけないんです。同意書なり使用貸借なり。

○番（農業委員）

顛末書の中に『平成■■■年に運動広場の整備は完了し、以降、現在まで■■■年間、所期の目的に使用され、地域社会の振興に寄与してきた』とありますが、先ほどの事務局の説明では『使われているような状態ではない。』ということでした。実際は地域の方に使用されているんですか。

○番（農業委員）

■■■年前に使われていたかはわかりませんが。

○番（農業委員）

スポ少の陳述書を見たら『適正な土地がなかなかみつからず』とありますが、■■■チームですよ。練習は小学校でやっていますよ。スポ少の練習では、多分使ってません。遠すぎます。学校が終わって申請地まで行くのに時間がかかりすぎます。すぐ暗くなるし。

都合のいいように書類だけかいて、印鑑をもらってと、そんな感じだと思います。

会長

今のところ添付資料が不十分だということで、計画通りの内容について確実性といいますか、色々な点で懸念材料がありますが、他の皆さんは、今説明された情報の中でどのように受け取ってらっしゃいますか。

○番（農業委員）

地元委員が確認をしていないということですので、今回は保留ということで来月に持越しの方が良いと思います。

会長

ただいまご意見が出されたんですが、この添付資料については十分時間をおいて申請人あるいは代理人の方に通知をしていますので、このままの状態でも書類がそろるか、若干疑問に思っています。私の提案としては、ありのままの状態を意見として付けて県に送りたいというふうに考えているところなんですが、いかがなものでしょう。

○番（農業委員）

代理人が書類を出してきて、委任状がついてきていないという状況なんですが、申請人に直接確認ということはできないんですか。

○番（農業委員）

■■■と■■■の間の整地されている部分の以前の地目は何だったんですか。山林だったんですかね。■■■は、畑として前回許可をだしたのかどうか。

会長

ここが、話に出ました隣接地が山林という■■■の土地です。申請人と■■■との関係を推測することができないわけです。全部で■■■あるそうです。現場に行くと3筆ある感じです。1番下は竹が植えてあります。

○番（農業委員）

竹が生えているのではなく、植えていますよね。きれいに並んでいますから。

○番（農業委員）

■■■というのは、どういう法人ですか。

事務局長

住所は■■■で■■■の関係ですね。

○番（農業委員）

どちらにしましても確認も取れておりませんし、書類もそろっておりませんし、審議はできません。実際、陳述書にあるように使われているのかどうかということも含めまして、必要書類を添付していただけないということは審議は進まないと思っております。

会長

それでは皆さん方のご意見、疑問点が出尽くしたかと思いますが、それに明快にお答えできない状況です。要するに關係資料が十分そろっていないとか出してもらえないということでございますので、事務局から説明があったような事実をありのままに記載したうえで『今の状態では同意できない。』と県に進達したいと考えておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

よろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

それではただ今説明をしたとおり、決定をいたします。

続きまして整理番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号4番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡。利用状況：貸資材置き場。第2種農地。事由：『申請者が別に営む建設業の資材置き場、及び同事業、ならびに浄化槽清掃業の用に供する自動車の車庫とするため。』ということです。転用目的及び事業計画ということで、車庫が [REDACTED]㎡、資材置き場が [REDACTED]㎡の合計 [REDACTED]㎡です。

この申請地も追認案件です。

農地法施行規則第26条第1項『農地を転用するために許可申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。』とあり、同項第3号で『申請に係る土地に設置しようとする建物、その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設、その他の施設の位置を明らかにした図面』とあり、面積が大きく資材の配置図も提出がないため必要性を判断できず、不許可相当との意見書をつけて県に進達すべきものと思っております。46ページの写真を見ても建物以外使用されていない状況と判断されます。

なお農地区分につきましては、周辺に10ha以上の農地の広がりもなく、第2種農地・その他の農地と判断しました。以上です。

会長

整理番号4番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この農地については、先ほどの案件と親子関係です。すでに倉庫が建てられて利用しています。

会長

整理番号4番について、皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

今のこの状態を見ると事前着工の代表的な例だと思うんですね。してしまって、あとで始末書を上手に書いて納得してもらおうという考えはどうなのかなと思います。建てたもん勝ちというのはやっぱり。こんだけ大掛かりなもんですし。考えないといけないと思いますね。

事務局長

この土地の経緯について説明します。

平成 [REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日に [REDACTED] から [REDACTED] さんに3条許可を経てなっております。顛末書によりますと同年の [REDACTED] 月には倉庫を建設し、 [REDACTED] 月に [REDACTED] さんに3条許可で贈与されています。

建物が建っているのに、なぜ3条で申請をあげたのかと私は疑問です。目的がわかりません。

会 長

建物が建っているところへ3条で名義を変えたということは、建っている建物を撤去して、農地として利用します。という意思表示です。ですが、その建物はそのままある。それを追認として申請してきているわけです。写真でわかるように半分以上は資材置き場というふうに説明されているんですが、その資材の根拠資料は示されていません。

46 ページに写真がありませけども、右上の大きな広場にどのように資材を置くのか示されていないということです。

建物がたっておりますので、例えば半分、その部分だけ分筆して計画を上げれば認められないこともないかと思いますが、今の申請書だけから判断しますと、これだけ [] m²を超える面積が必要なのだという説明がなされていません。

他にご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

それでは今の申請書・添付資料においては、これだけの面積の必要性を確認することができないため申請に同意できないということで、県に上げるということではいかがでしょうか。

(「はい。」の声あり)

整理番号4番については、現在の申請書では不許可相当ということで県に進達することを決定いたします。

続きまして整理番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号5番。申請人： []。土地の所在： []、地目：畑、面積： [] m²。利用状況：廃車置き場。第1種農地です。事由：『経営している自動車修理工場で使用する、自動車の部品をとるための廃車置き場として利用している。』ということです。土地造成が [] m²、工場が [] m²、物置が [] m²、建築面積の合計が [] m²です。

この申請地も追認案件です。この土地の経緯について説明します。

平成 []年 []月 []日、前所有者の []さんが相続。原因は平成 []年 []月 []日夫 []氏の死亡です。

平成 []年 []月 []日、 []番 []から分筆、同年 []月 []日、時効取得により申請人に所有権移転されています。

今年の []月 []日の総会で農用地区域除外を審議され、 []月 []日に農用地区域から除外され今回の申請になりました。

申請地は []集落から []寄りの集落の外れにあり、県道沿いに申請人が経営する自動車整備工場の裏手にあります。この一帯は屋久島でも良好な営農条件の農地が10ha以上あり、第1種農地であります。第1種農地で許可できる場合に『集落接続施設』というのがありまして、この要件に該当するものと思います。したがって転用についてやむを得ないと考えます。 以上です。

会 長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

[]月の総会で除外申請がなされております。申請人は若いうちから修理工場を経営しておりまして、最近では後継者たちと家族経営をしております。申請地は廃車置き場として利用しています。52 ページなんですけど、白い屋根が工場と奥が廃車置き場です。説明でもありましたように、周りには果樹園もあるわけなんですけど、本人に話を聞きますと []さんの旦那さんが亡くなって、なかなか分筆ができなかったと。今回分筆して名義変更されたということで、申請が上がってきました。

会 長

整理番号5番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号5番について申請に同意することにご異議

会 長

ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 5 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして、議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 30 号 農地法 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 8 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■。土地の所在：■■■■、畑、■■■■ m^2 。利用状況：宅地。第 2 種農地、都市計画区域内です。事由『住宅を建築する際、隣接する農地に一部はみ出してしまったため、その部分を購入したい。』ということです。

転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成が■■■■ m^2 。既存住宅が■■■■ m^2 、既存車庫が■■■■ m^2 で、建築面積の合計が■■■■ m^2 です。追認案件です。

この申請地につきましては、今年■■月に非農地証明願により現地調査をしたところでした。その時は家屋の一部も建てられており、20 年以上経過していれば非農地証明の対象になりましたが、平成■■年に転用許可により家屋を建てており 20 年経過していないため、取り下げられました。申請地は河川近くの傾斜であり農地として生産性は低い土地であります。したがって転用についてやむを得ないと考えます。なお農地区分は周辺に 10ha 以上の集団的な農地もないことから第 2 種農地・その他の農地と判断いたしました。 以上です。

会 長

整理番号 8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

説明がありましたように、今年の夏に非農地証明願が出て事務局と一緒に現場を見に行ったんですが、農地の中に建物の一部が■■■■の中に建てこまれておりました、すでに造成された土地でしたので申請を取り下げさせたところでもあります。十数年住宅として使用しておりますのでやむを得ないと思います。譲受人と譲渡人は兄弟です。譲渡人が弟です。 以上です。

会 長

整理番号 8 番について、皆さん方からご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご意見無いということですが、整理番号 8 番についてはやむを得ないということで同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 8 番は同意することに決定いたします。

続きまして 61 ページです。

農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 31 号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 19 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■。土地の所在：■■■■、地目：田、面積：■■■■ m^2 。他 2 筆。3 筆の合計面積が■■■■ m^2 。農用地区域内です。内容：野菜・米。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの 1 年間です。借料は 3 筆

事務局長

で 〇〇〇 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：米・大豆・麦・馬鈴薯。経営面積：所有面積が 〇〇〇 m²、借地が 〇〇〇 m²。合計で 〇〇〇 m²です。従事日数：200 日。農機具等の保有状況：トラクター・1、管理機・1、粃播種機・1、田植機・1、バインダー・1、ハーベスター・1、ソイラー・1、掘取機・1、草刈機・2です。再設定であります。

この案件につきましては、1年間契約の更新です。借人は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会 長

整理番号 19 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

この案件につきましては、私の方から説明いたします。

備考にございますように再設定です。3回目か4回目か、いずれも1年間という、あまり例の見ない設定でございます。

借人は自然農法ということにこだわっておりまして、畑であっても一定期間遊ばせて何年かに一回作物を作るということを主張しているがために、長年経つと放棄地化するというので1年契約しかしないということなんです。この3筆のうち現在有効利用されているのは1筆しかございません。そういうことで、先日この申請に来た折も『必要ではないんではないか。』と確認したんですが、先ほどのような主義・主張がございまして、研修生らしい方たちの研修の場・体験の場になっているらしくて『ぜひお願いします。』ということでした。少し心配はありますが、やむを得ないかなと思っております。

皆さん方からのご意見・ご質問をいただきます。

ご意見ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 19 番について、計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 19 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 20 番。

事務局長

整理番号 20 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・〇〇〇、貸人・〇〇〇。土地の所在：〇〇〇と〇〇〇、地目：畑、〇〇〇の全体面積 〇〇〇 m²のうち 〇〇〇 m²、〇〇〇が 〇〇〇 m²。2筆の面積が 〇〇〇 m²です。農用地区域内です。内容：ウコン。契約期間：平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から平成 〇〇 年 〇 月 〇 日までの 10 年間です。借料は年間 〇〇〇 円と 〇〇〇 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ジャガイモ・サツマイモ・ウコン・里芋。経営面積：所有面積が 〇〇〇 m²、借地が 〇〇〇 m²。貸付地が 〇〇〇 m²あるんですが、昔親子間で貸借していたんですが、これは貸付地に該当しないんですけども農地台帳で残っています。所有地と借地を合わせて合計面積が 〇〇〇 m²です。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：トラクター・5、軽トラック・2です。

この案件につきましては前回の 〇〇 年契約満了による再設定です。借受人は認定農業者であります。したがって農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会 長

整理番号 20 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

担当委員欠席の為、事務局から補足がございますか。

事務局長

認定農業者で再設定ですので問題ないと思います。

会 長

事務局からの説明がございましたが、整理番号 20 番について計画を

会 長

認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 20 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 21 番です。

事務局長

整理番号 21 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・[]、貸人・[]。土地の所在：[]、[]、畑総の仮地番です。1 番から 4 番までです。地目：畑。4 筆の合計面積が [] m²です。農用地区域内です。内容：馬鈴薯。契約期間：平成 [] 年 [] 月 [] 日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までの 10 年間です。借料は 4 筆で年間 [] 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：馬鈴薯。経営面積：所有面積が [] m²、借地が [] m²。合計で [] m²です。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラック・2、管理機・2、耕運機・3、動噴・2、トラクター・1、草刈機・3、肥料散布機・1 です。

この案件は畑総事業による仮地番での新規設定です。借受人は認定農業者です。したがって農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。 以上です。

会 長

整理番号 21 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借受人の [] さんは認定農業者で集落でも優秀な農家であります。馬鈴薯を作ることですので、なんら問題ありません。 以上です。

会 長

皆さん方からご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 21 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 21 番について計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 22 番です。

事務局長

整理番号 22 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・[]、貸人・[]（相続人：[]、[]、[]）。土地の所在：[]と []。地目：畑。2 筆の合計面積が [] m²。農用地区域内です。内容：ウコン。契約期間：平成 [] 年 [] 月 [] 日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までの [] 年間です。借料は年間 [] 円と [] 円です。以下は整理番号 20 番と同じですので、お目通しください。

この案件は前回の [] 年契約満了による再設定です。昨年登記名義人の死亡により相続人全員の同意による契約です。借受人は認定農業者です。したがって農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。 以上です。

会 長

整理番号 22 番について、皆さん方からご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 22 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 22 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 23 番と 24 番は、借人が違うんですが関連がございますので、一緒に説明していただきます。

事務局長

整理番号 23 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容は、備考欄にあ

事務局長

りますように、5年間は使用貸借、その後は賃貸借となります。申請人：借人・[REDACTED]、貸人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]。地目：畑。10筆の合計面積が [REDACTED] m²。農用区域内です。内容：甘藷・馬鈴薯。契約期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までの [REDACTED] 年間です。借料は6年目以降、10筆で年間 [REDACTED] 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・焼酎用甘藷・ヤマイモ。経営面積：所有面積が [REDACTED] m²、借地が [REDACTED] m²。合計で [REDACTED] m²です。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・1、プラウロータリー・1、掘取機・1、蔓切機・1です。

整理番号24番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：備考欄にありますように、5年間は使用貸借、その後は賃貸借となります。申請人：借人・[REDACTED]、貸人は同一です。土地の所在：[REDACTED] [REDACTED]、他4筆。地目：畑。5筆の合計面積が [REDACTED] m²。農用区域内です。内容：甘藷・馬鈴薯。契約期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までの [REDACTED] 年間です。6年目以降の借料は5筆で年間 [REDACTED] 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・馬鈴薯・ヤマイモ・焼酎用甘藷。経営面積：所有面積が [REDACTED] m²、借地が [REDACTED] m²。合計で [REDACTED] m²です。従事日数：280日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、トラクター・2、SS・1、選果機・1、管理機・1です。

整理番号23番・24番につきましては、会長と [REDACTED] 委員が連携して活動し、本町で初めての耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して耕作放棄地を解消しようとするものです。借受人は認定農業者であります。したがって農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号23番・24番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

会長と事務局の特段のご協力をいただきまして集落の耕作放棄地を解消できたかなと思います。

まず借受人2人につきましては、認定農業者で規模拡大です。集落の担い手として頑張っている農家です。

68ページの航空写真をお願いします。2か所ともまとまった土地です。1か所は約 [REDACTED]、1か所は約 [REDACTED]。この一帯は畑総がなされて非常に良い場所です。[REDACTED] が昔は馬鈴薯やエンドウなんかを作っていたんですが、採算が合わないということで耕作放棄地になっておりました。地元としては、周りは畑総して作付けもされているんですが、ここがシカの遊び場になっていてタヌキやサル被害もよく聞いておりました。

会長に『ここを何とかできないものか。』と相談しましたところ、会長から直々に話を持って行っていただきまして、[REDACTED] にも何回も足を運んでいただきまして、非常に感謝しております。

今回 [REDACTED]、耕作されるようになったんですが、まだ他にもありまして随時相談に行き耕作放棄地の解消につなげていきたいと思っております。

5年間は使用貸借、5年間は賃貸借ということなんですが、耕作放棄地解消事業の中にそういう決まりがあるので、そこら辺の詳しいことは会長からご説明いただきたいと思っております。

地元といたしましては非常に良かったという声もよく聞きます。耕作放棄地の解消についても、事務局と会長に相談しながら少しでも解消できるようにしていきたいと考えております。以上です。

会 長

少しでも耕作放棄地を解消しようと、皆さんにも毎月お願いをしているんですが、受手がいないところでは難しいです。受手がいないと前に進まないということで、耕作してくれる方がいそうな場所を打診しましたところ、ここが上がってきたということです。この『事業』というのは4年前ですか、ちらし等で皆さんにお願いをしておるんですが、『いわゆる黄色や緑のところを解消するのに国の事業があります。基本的に1/2の負担です。』という事業を活用しようとスタートしたところでございます。25年度がこの事業の最終年度ということで、県の方にも何とか間に合わせてくださいとお願いしているところです。また、5年間は使用貸借、その後は賃貸借ということについては、国の方の『荒地地を荒れたまま貸して、賃借料がすぐに貸手に渡るということはけしからん。』と言う考え方からです。そういうことで『5年間は借地料は払わない。その代り借主が事業を使ってきれいな畑にします。』という内容です。

この土地の名義人は[]になっておりますが、すべて仮登記がはいております。今の時点では仮登記権を行使できる可能性はほぼ0に等しいと思っておりますが、借主には『もし、仮登記権が行使されるようなことになったときには、10年間借りられないかもしれない。』ということも伝えてございます。

いわゆる法律上の手続きにつながる書類と言うのは出されております。事務局から出してございまして、それに対する回答がきた結果がこれに結びついているということです。

具体的に耕作放棄地の解消と言うことになると、その受手、担い手を探すということが、もっとも早い方法かなと思います。

この整理番号23番・24番について、皆さん方からご意見ご質問等いかがでしょうか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無しということでございます。整理番号23番・24番について借人が違いますが、それぞれ計画を認めるということにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号23番・24番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして69ページです。議案第32号 非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第32号 非農地証明願について、次のとおり非農地証明願があったので議決を求める。

整理番号16番。申請人：[](代理人・[])。土地の所在：[]、地目：畑。他3筆。4筆の合計面積が[]㎡です。第2種農地、都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『親から相続したが、農業をやる家族等が誰もいないので、20年以上農地として使用したこともない。今後も農業はやらない。』ということです。

今回、同一人から4か所の申請が上がっておりますが現地調査をしたところ、[]、田、[]㎡はススキ野のような状態、我々も非農地調査をいろいろ回ってきて、それとの整合性を合わせまして非農地として認められないとの判断でした。残りの3筆については山林状態で非農地とすることはやむを得ないと判断されました。以上です。

会 長

整理番号16番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

2343番ですが71ページに航空写真があります。この橋は田代別館の

○番（農業委員）

橋です。申請地の横は町の住宅で、広い空地は■■■■の駐車場です。私が知っている限りでは、ここは農地として使っていないで、申請書にも「今後も農業はやらない。」とありまして、娘さんなのですが、結婚もされてないですし、他の兄弟も島にはおりません。ですが、ここを認めると隣近所全て認めなくてはいけなくなりますので、事務局の説明通りなのですが、私個人の意見としましてはここを残していいのかという気持ちもあります。皆様のご意見も聞きながら判断していただけたらと思います。

会長

補足がございますか。

○番（農業委員）

■■■■、■■■■、■■■■は私の担当地区ですので、一括して説明いたします。

74 ページをご覧ください。写真で分かるように杉等が生い茂っております。杉においては40年以上経過しているのではないかと思います。農地性はないと判断いたしました。以上です。

○番（農業委員）

■■■■は周辺の状況から今後4条・5条出てくるような場所じゃないかと思います。ただ、非農地としては無理だと判断いたしました。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

■■■■の両隣の状況はどんな感じですか。

○番（農業委員）

申請地と同じような状態です。畑は全く作られていません。川下の方に家が2件ありますけど、家庭菜園があります。

○番（農業委員）

非農地ではだめだという理由は。

会長

先ほど事務局からございましたように、■■■■につきましてはスキ野、背丈程度の雑花が繁茂している状況です。押し分けて中に入りますと真ん中の写真のように土砂が持ち込まれたということは明白だということがわかります。そのように人工的に手が加わっているということ、草木等の生育状況が今までの町内の非農地判断をしてきた基準に達していないという2点が大きな要因です。非農地としては判断しがたいという調査結果になっているところです。

○番（農業委員）

自分は農業をやらないと言っておりますし、ここに農地を残されてもどうしようもないところなんですけども。

○番（農業委員）

非農地の判断をするのに、耕作者がいるかないかじゃなくて畑自体の状況から判定するもんだと思うんですよ。

会長

私どもの農業委員会としましては、このレベルを認めると今までやってきたところを全部見直しをしないとイケなくなるということが起きてきます。

何か用途があるのであれば4条なり5条なりであれば、問題なく許可になりそうなところですよ。

皆さん方のご意見が出尽くしたかと思います。事務局からの説明にありましたように、■■■■については非農地として認めないということでご意見ございませんか。

決定してよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

その他3筆、■■■■、■■■■、■■■■については、非農地として認めるということでご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会 長

そのように決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会 長

以上をもちまして、第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

2 番

3 番

平成25年10月28日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久